

# 2026年度 光風中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月10日  
桑名市立光風中学校

## 1. はじめに

本方針は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、ならびに「三重県いじめ防止基本方針」をふまえ、すべての生徒たちが安心かつ充実した学校生活を送れるように、いじめ防止等のための対策に関わる基本的な考え方を示すとともに、本校の日常の指導体制や未然防止の取り組み、早期発見・即時対応・早期解決のための体制等について、具体的に示すものである。

## 2. いじめ防止等に関わる基本的な考え方

### (1) 基本理念

いじめはいじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を及ぼし、生命や身体の重大な危険を生じさせる恐れがある深刻な問題であり、その対応は大きな課題となっている。本校ではこれを踏まえて、すべての生徒および教職員・保護者が「いじめはどこでも、どの生徒にも起こりうるものである。」、「だれもが被害者にも加害者にもなりうる。」という認識をもち、全ての生徒がいじめを行わず、またいじめを認識しながら、放置することがないように、いじめが心身の及ぼす影響やいじめの問題に関する生徒の理解を深めることをめざし、いじめの防止等のための対策を以下に定める。

①いじめは人権侵害・犯罪行為で、

「いじめは絶対に許されない行為である」

「いじめを放置しない」

という意識を持ち、理解を促す。

②いじめを受けた生徒の立場に立ち、生命・心身を保護する。

③いじめる生徒、はやし立てる生徒、傍観している生徒に対しては、毅然とした対応と、粘り強い指導を行う。

④個々の教職員が抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。

⑤保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携に努める。

### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

### (3) 学校及び教職員の義務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(いじめ防止対策推進法第8条)

#### (4) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つて行う。

また、いじめの認知は、特定の教職員のみによっておこなうのではなく、学校として組織的におこなう。

#### (5) いじめの態様

いじめの態様として、次の10項目に整理する。

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ 卑わいなことを言われたり、身体を触られたり性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる。
- ⑩ その他

#### (6) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものと捉える。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や通学分団、部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在に、注意を払う。

#### (7) いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが、「解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。ただし、これらの要件を満たされている場合であっても、必要に応じ、ほかの事情も勘案して判断するものとする。

##### ① いじめに関わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

##### ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

#### (8) 重大事態への対処

いじめによる重大事態が発生した場合、桑名市いじめ防止基本方針「(別紙) 重大事態発生時の報告・調査」フロー図等に基づき、桑名市教育委員会の判断に従い、対応する。

### 3. いじめ防止等のための対策

#### (1) いじめの防止等のための対策を進める組織

本校におけるいじめ防止等のための対策を進める組織として、「生徒指導委員会・いじめ対策委員会」を置く。原則、週1回の定例会を開き、いじめ事案等の発生時には、緊急開催する。

[構成] 学校長・教頭・生徒指導主任・学年生徒指導担当・養護教諭・スクールカウンセラー  
※事案によって、担任や学年主任等の関係教職員を加える。また、必要に応じて桑名市教育委員会、三重県教育委員会の支援を受け指導主事、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、生徒指導特別指導員等がこれに加わる。

[主な役割]

- 年間計画の作成、取組の実施、進捗状況の確認、定期的な検証、計画・取組の修正
- 教職員の共通理解と意識の向上
- 生徒、保護者、地域への情報発信
- いじめの相談・通報の窓口の設定
- いじめ事案、いじめが疑われる事案への組織的な対応
  - ・情報の収集・記録・共有、事実関係の聴取・確認
  - ・指導や支援の体制、対応方針の決定
  - ・経過の記録・共有
  - ・保護者との連携・報告
- 重大事態への対応（調査、資料提供等）

#### (2) 本校におけるいじめの防止等のための対策

##### (ア) いじめの防止のための取り組み

- なかまづくりの推進、友だちと一緒に楽しむ行事や活動の充実
- わかる授業づくりと規律正しい生活態度の定着をめざす指導
- 生徒会、生活実行委員会等によるあいさつ運動の展開や集会等での呼びかけ
- 学級満足度調査等を活用した学級づくりと、教育相談の充実による個別支援
- ネットリテラシーや情報モラルを育む教育の推進

##### (イ) 早期発見のための取り組み

- 桑名市アンケート調査（6月・10月・1月）
- 学校アンケート調査（5・9月）
- スクールライフノート「心の天気」の実施（毎朝）
- フォーサイト手帳の活用等によるコミュニケーション、観察
- 教育相談等による面談等の実施（学期に1回）
- 学校と家庭の連携（随時）

##### (ウ) 相談体制の確立

- スクールカウンセラー日より、保健だよりの発行
- 相談室（オアシス）の整備
- 教育相談の充実、保護者懇談会・三者懇談会の実施

#### (エ) いじめ事案への対処

- 速やかに学校長に報告するとともに、校内対応会議をもつ。
- 迅速に事実確認を行い、指導や支援の体制・方針を決定する。
- 被害生徒の立場に立った対応をする。
- 対応について、できる限り対面で速やかに保護者へ説明する。
- 被害生徒・加害生徒の保護者へ継続的に情報提供し、連携する。
- いじめ対応票に指導の経過等の記録を残す。
- 桑名市教育委員会に報告、相談する。

#### (オ) 教職員研修

- 生徒指導研修会の開催（適宜行う）

#### (カ) 家庭、地域との連携・協働

- 保護者、地域に学校基本方針の周知
- 学校・学年・学級だよりの活用、生徒指導だよりを発行
- スマホ・ネット啓発講座の実施
- 教育懇談会の実施

#### (キ) 関係機関との連携

- 暴力行為を含む等、事案の内容によっては、警察に相談・通報する
- 指導効果が見られない場合などは、積極的に関係機関との連携を図る

#### (ク) 点検と評価

- 学校評価項目に次の2点を加える
  - ①いじめの早期発見に関わる取組に関すること
  - ②いじめの再発を防止するための取組に関すること

## 4. 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

- ① 「いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
- ② 「いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

(いじめ防止対策推進法28条)

- ①について：生徒が自殺を企図した場合、  
身体に重大な傷害を負った場合、  
金品等に重大な被害を被った場合、  
精神性の疾患を発症した場合など
- ②について：不登校の定義を踏まえ、欠席日数の目安を30日とする

## (2) 重大事案への対処

◆重大事案への対処については、桑名市いじめ防止基本方針「(別紙) 重大事態発生時の報告・調査」フロー図等に従い、次のとおりとする。

- ① 重大事案が発生した旨を、桑名市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 桑名市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 桑名市教育委員会の指導を受けながら、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係およびその他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を桑名市教育委員会に報告する。
- ⑥ 調査結果をふまえ、必要な措置を講じる。

※ 桑名市教育委員会が直接調査を実施する場合には、調査の円滑な遂行に協力するとともに、資料提供を行う。

## (3) 再調査

◆再調査が実施される場合、桑名市教育委員会からの指示に従う。

## (4) その他

◆生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査や報告等にあたる。

## 5. 学校いじめ防止基本方針の更新、見直し

本基本方針は、国や県、市からの指導や情報提供、他校との実践交流、自らの点検・評価などにより、継続的に見直しを図り、年度毎に更新していくものとする。

## 学校用

# 重大事態対応フロー図

## いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

## 重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
  - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
  - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

## 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

### 学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

#### ● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

#### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

#### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ● 調査結果を踏まえた必要な措置

### 学校の設置者が調査主体の場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

# 《いじめの認知から解消までの組織的対応》

桑名市立光風中学校

